

議案第79号

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市長事務部局の職員について会計年度任用職員の給与に関し所要の改正を行うことに鑑み、交通局企業職員についてもこれに準じた改正を行う等の必要があるによる。

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福岡市交通局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和49年福岡市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び地方公務員法」を「，地方公務員法」に改め，「占めるもの」の次に「及び同法第22条の2第1項に規定するもの」を加える。

第4条第2項第7号中「明治31年法律第9号」を「明治29年法律第89号」に改める。

第10条第1項中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え，同条第2項中「第17条第1項」を「第17条」に改める。

第15条の2中「平成14年福岡市条例第51号」の次に「。以下「任期付職員条例」という。」を加える。

第17条第2項を削る。

第18条の4中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

第19条中第2項を第3項とし，第1項の次に次の1項を加える。

2 育児休業法第18条第1項及び任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員については，第4条，第6条及び第16条の規定は，適用しない。

第20条の見出しを削り，同条の前に見出しとして「（会計年度任用職員の給与）」を付し，同条を次のように改める。

第20条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。次項において同じ。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。

2 フルタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2、第13条、第15条及び第15条の2の規定は、適用しない。

本則に次の1条を加える。

第21条 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員をいう。次項において同じ。）の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

2 パートタイム会計年度任用職員には、第4条、第6条、第7条の2、第12条の2、第13条、第15条、第15条の2及び第16条の規定は、適用しない。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第4条第2項第7号及び第10条の改正規定、第17条第2項を削る改正規定並びに第18条の4の改正規定 公布の日
- (2) 前号に掲げる改正規定以外の改正規定 平成32年4月1日